

埼玉県公安委員会規程第14号

埼玉県情報公開審査会への諮問の手続に関する規程を次のように定める。

平成13年9月18日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県情報公開審査会への諮問の手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第24条第1項に基づく埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の方法)

第2条 総務部文書課長（以下「文書課長」という。）は、条例第24条第1項の規定に基づき審査会に諮問するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める諮問書を審査会に提出するものとする。

- (1) 条例第14条の規定に基づく公文書開示決定等についての審査請求事件の諮問 別記様式第1号の諮問書
- (2) 条例第7条の規定に基づく公文書開示請求に係る不作為についての審査請求事件の諮問 別記様式第2号の諮問書

(諮問書の添付書類)

第3条 文書課長は、別記様式第1号の諮問書には、当該審査請求に係る次に掲げる文書を添付するものとする。

- (1) 公文書開示請求書の写し
- (2) 公文書開示決定等通知書の写し
- (3) 審査請求書の写し
- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し
- (5) 法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し
- (6) 法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

- (7) 条例第14条第1項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定をしているときの当該開示の実施に係る公文書の写し
- (8) 法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し
- (9) 条例第17条第3項に規定する反対意見書が提出されているときの当該意見書の写し

2 文書課長は、別記様式第2号の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 公文書開示請求書の写し
- (2) 審査請求書の写し
- (3) 法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し
- (4) 法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し
- (5) 法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し
- (6) 開示決定等の案
- (7) 条例第14条第1項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしようとするときの当該開示の実施に係る公文書の写し
- (8) 法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し
- (9) 条例第17条第3項に規定する反対意見書が提出されているときの当該意見書の写し
(諮問の取下げ)

第4条 文書課長は、諮問に係る審査請求の取下げがあったときは、別記様式第3号の書面を審査会に提出するものとする。

2 文書課長は、諮問の後に、条例第24条第1項第2号に該当することとなったときは、別記様式第4号の書面を審査会に提出するものとする。

(審査請求人等への通知)

第5条 文書課長は、前条の審査会への諮問の手続をとったときは、条例第24条第3項の規定に基づき、同条各号に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知を行うものとする。

(資料の提出等)

第6条 審査会から、意見書又は資料の提出、相当と認める者による事実の陳述又は鑑定等を求められたときは、主管所属長が文書課長と協議の上、これに応じるものとする。

(意見の陳述等)

第7条 条例第27条第1項の規定による意見の陳述等は、文書課長が申立てを行い、主管所属長又は指定した警察本部の職員が陳述等を行うものとする。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月22日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成24年2月22日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

埼玉県情報公開条例第14条の規定に基づく公文書開示決定等について、別紙のとおり
審査請求があったので、同条例第24条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る公文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした実施機関 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求 (審査請求人の種別) <input type="checkbox"/> 開示請求者 <input type="checkbox"/> 反対意見書提出者	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 公文書開示請求書 (写し) ② 公文書開示決定等通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 弁明書 (写し) ⑤ 反論書 (写し) (審査請求人から提出されている場合) ⑥ 意見書 (写し) (参加人から提出されている場合) ⑦ 開示の実施を行った公文書 (写し) ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者名、電話等	

(注) 1 2の「(開示決定等の種類)」及び3の「(審査請求人の種別)」については、該当するものの□をチェックする。

また、部分開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(条例第10条各号、第13条又は文書不存在)を記載する。

2 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

3 6⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

別記様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

埼玉県情報公開条例第7条の規定に基づく公文書開示請求に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同条例第24条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である開示請求の内容	
2 処理期間	開示請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 公文書開示請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 弁明書（写し） ④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑥ 開示決定等の案 ⑦ 開示しようとする公文書（写し） ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者名、電話等	

(注) 1 4の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため」、「開示決定をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

2 6⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮問の取下げについて

諮問（諮問第 号）に係る審査請求事件について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあったので（※）、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）

- 審査請求取下書（写し）
- （「審査請求の取下げ」以外の諮問取下げの理由を示す資料の名称）

担 当：

連絡先：

※ 諮問の取下げの理由が行政不服審査法第27条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る開示決定等の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合等）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

別記様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮問の取下げについて

諮問（諮問第 号）に係る審査請求事件について、当該公文書の全部を開示することとしたので、当該諮問を取り下げます。

担 当：

連絡先：